



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

洗濯機用防水パン

Washing machine pans

BLS WP:2023

2023年4月21日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビニガ**

目 次

優良住宅部品認定基準

洗濯機用防水パン

第1章 総則

I. 総則

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 洗濯機用防水パンのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

洗濯機用防水パン

第1章 総則

I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

住宅用の洗濯機の槽内で使用されたすべての水を有効に排出できるもので、主として防水パン、排水トラップ(以下、「トラップ」という。)から構成される洗濯機用防水パン(以下、「防水パン」という。)に適用する。

2. 用語の定義

- a) 防水パン：洗濯機からの排水及び排出された泡により逆流した排水、洗濯機用給水栓からの水の滴り、洗濯物を洗濯槽から脱水槽へ移動させる時に発生する水を有効に排出する器具をいう。
 - 1) I型：底面に直接洗濯機を設置する防水パンをいう。
 - 2) II型：台座上面に洗濯機を設置する防水パンをいう。
 - 3) III型：台座上面に洗濯機を設置する防水パンで、防水パンや排水トラップの清掃のしやすさに配慮しかさ上げされ、開口部を有する防水パンをいう。
- b) トラップ：下水からの臭気や害虫などが室内に侵入することを防止する目的で設置するものをいう。
- c) 洗濯機排水ホース固定器具：洗濯機排水ホース(以下、「排水ホース」という。)をトラップに接続するための器具をいう。
- d) 洗濯機排水ホース固定バンド：排水ホースが洗濯機排水ホース固定器具から簡単にはずれないように確実に固定するバンドをいう。
- e) 防水パン固定金具：防水パンを床に固定するための、ビス又は金具等をいう。
- f) 化粧キャップ：防水パン上面より、ビスにより床に固定する際、埃などが進入しないようビス穴をふさぐキャップをいう。
- g) 台座：洗濯機をかさ上げするための部分で、洗濯機の脚を載せる台をいう。
- h) 開口部：III型において、台座と台座の間にできる空隙部をいう。
- i) 保護カバー：III型において、防水パンの開口部を覆うためのカバーで、手足等が誤って入ることを防ぐことや、ほこりやゴミなどの集積を軽減すること等を目的としたものをいう。
- j) 再生プラスチック：各種プラスチックの重合及び加工工程において発生したくず、各種プラスチックの使用済みの成型品から再生されたプラスチックをいう。
- k) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
 - l) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているものをいう。
 - m) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。
当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
 - n) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

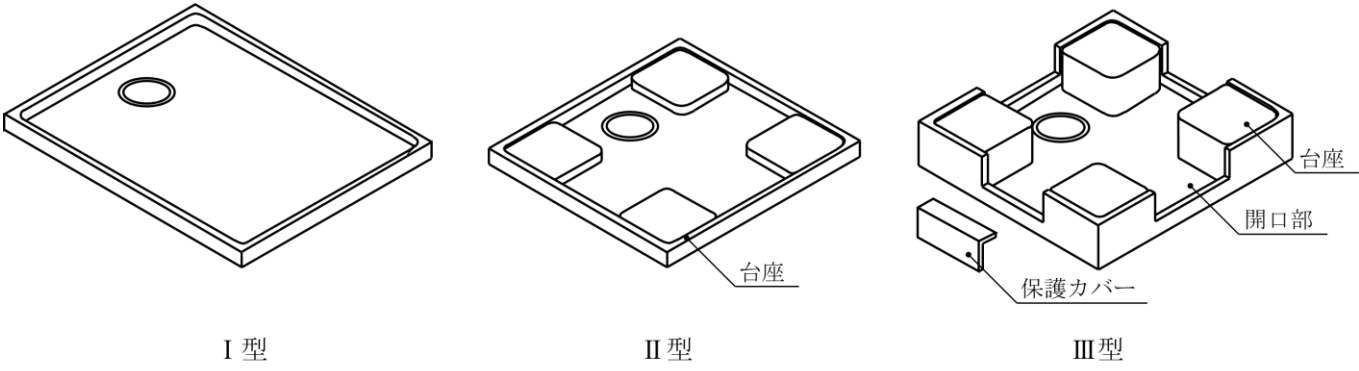


図- 1

3. 部品の構成

防水パンの部品の構成は表－１による。

表－１ 防水パンの部品の構成

構成部品名	構成の別(注)	備 考
防水パン	●	
トラップ	●	トラップに接続する排水管以降は認定範囲に含まない。
洗濯機排水ホース固定器具	●	
洗濯機排水ホース固定バンド	●	
防水パン固定金具	●	
保護カバー	●	防水パンの開口部すべてに取付ける。(Ⅲ型のみ)
化粧キャップ	△	

注) 構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

a) 防水パンに使用する材料は表－２による。なお、表－２以外の材料を使用する場合は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

表－２ 防水パンに使用する材料

材料	規格
ポリプロピレン	JIS K 6921-1：2018「プラスチックポリプロピレン（P P）成形用及び押出用材料－第１部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎」の適用範囲による。
FRP	組成は、不飽和ポリエステル樹脂と無アルカリ性のガラス繊維を主原料として加工したものとし、ガラス繊維の含有率は、重量比で全重量の 20%以上とする。
ABS 樹脂	アクリロニトリル、ブタジエン、スチレンの 3 元重合体又は混合重合体を主原料とする。ABS の樹脂の組成は、重量比でアクリロニトリル 13%以上、ブタジエン 10～20%、スチレン 15%以上とする。
再生プラスチック	再生ポリエチレンを使用する場合の組成は、再生ポリエチレン素材を重量比で 50%以上含むものとする。 再生ポリプロピレンを使用する場合の組成は、再生ポリプロピレン素材を重量比で 50%以上含むものとする。

b) 充填材料及び添加材料は、製品の品質に害を与えるものであってはならない。

c) トラップ本体の材質は、鋳鉄又は ABS 樹脂製とする。

d) 防水パンに使用する材料の曲げ強さ、曲げ弾性率、表面硬さについて、品質基準値を示すこと。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

- a) 防水パンの固定
- b) トラップの取付け
- c) 洗濯機排水ホース固定器具のトラップへの接続
- d) 保護カバーの取付け(Ⅲ型のみ)
- e) 使用上の注意ラベル等の貼付(Ⅲ型のみ。ただし、工場で注意ラベル等を貼付する場合は除く)

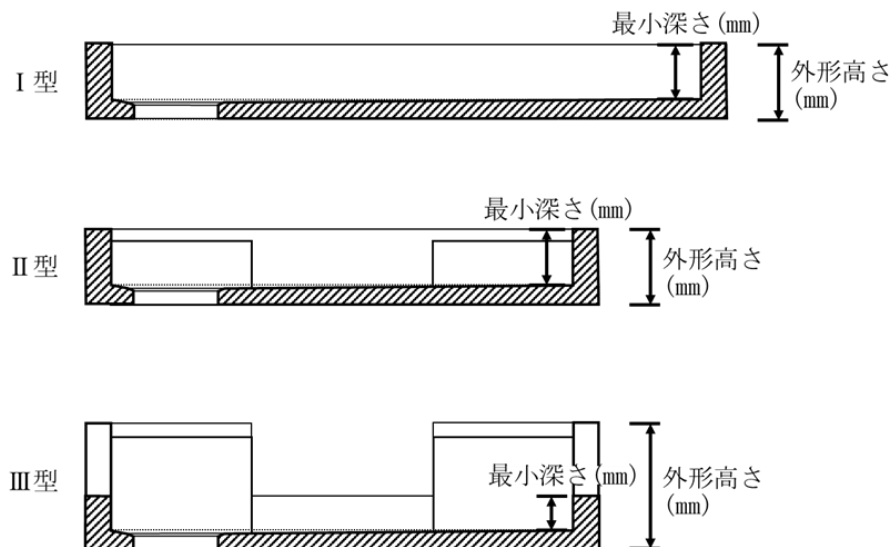
6. 寸法

- a) 防水パンの外形寸法

防水パンの外形寸法は、表－3 及び図－2 による。

表－3 防水パンの外形寸法

分類		幅(mm)	奥行(mm)	外形高さ(mm)	最小深さ (mm)
Ⅰ 型	900型	900	640	85以下	45以上
	800型	800			
	780型	780			
	750型	750			
	740型	740			
Ⅱ 型	740型	740	640	85以下	45以上
	700型	700	700		
	640型	640	640		
Ⅲ型	750型	750	640・645	120以下	10以上
	740型	740	640		
	700型	700	700		
	640型	640	640		



図－2

b) 防水パンの厚さ

- 1) 防水パンの厚さは、裏面補強材のある部分については、2 mm以上とし、裏面補強材のない部分については、3 mm以上とする。
- 2) トラップ取付部分の厚さは3 mm、寸法許容差は+0.5 mm、-0 mmとする。

c) トラップ取付位置、寸法及び寸法許容差

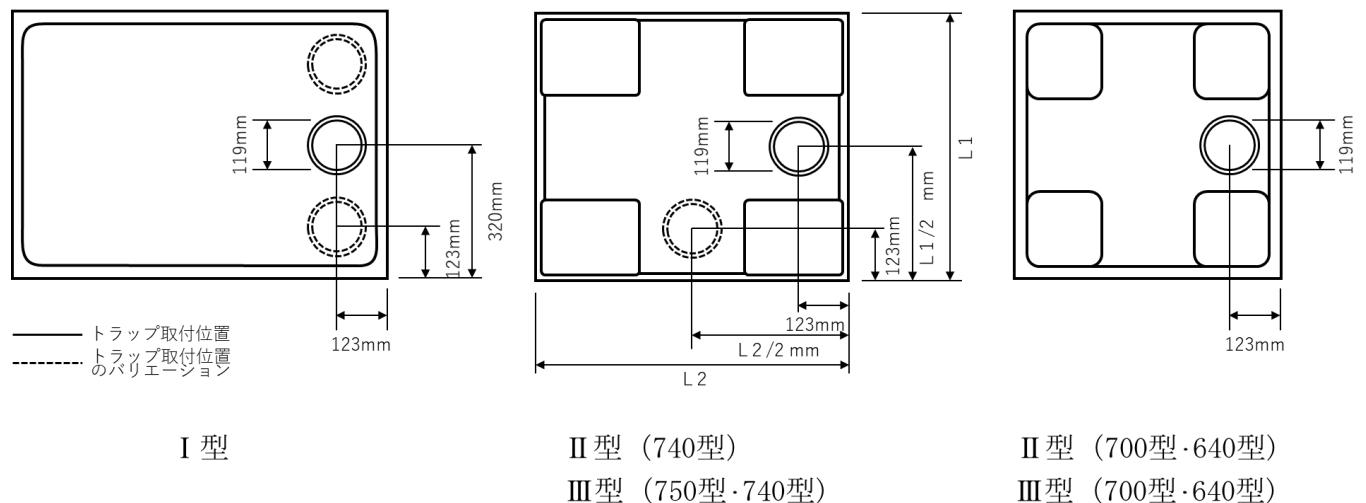
トラップの取付位置、寸法及び寸法許容差は、以下による。

1) トラップ取付孔の中心位置

トラップ取付孔の中心位置は、表－4 及び図－3 による。

表－4 トラップ取付孔の中心位置

分類	短辺 (mm)	長辺 (mm)	寸法許容差 (mm)
I 型	短辺端部より 123	長辺端部より 123 または 320	±2.5
II 型 (740 型)	①短辺端部より 123	①長辺端部より L1/2	±2.5
III 型 (750 型・740 型)	②短辺端部より L2/2	②長辺端部より 123	
II 型 (700 型・640 型)	辺端部より 123		±2.5
III 型 (700 型・640 型)			



2) トラップ取付孔の内径寸法

トラップ取付孔の内径寸法は 119 mmとし、寸法許容差は±1.0 mm以内とする。

7. 構造

a) 防水パンの構造

III型については、防水パンの開口部すべてに保護カバーを取付け可能な構造であること。

b) 保護カバーの構造

保護カバーは防水パン本体にはめ込む等して容易にはずれないこと。(III型のみ)

c) トラップ取付部の形状および構造

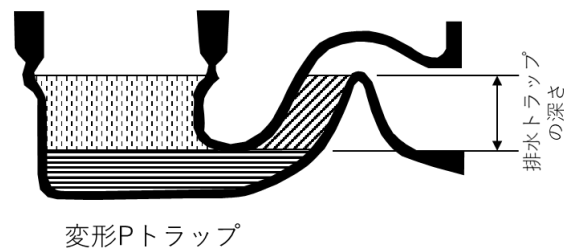
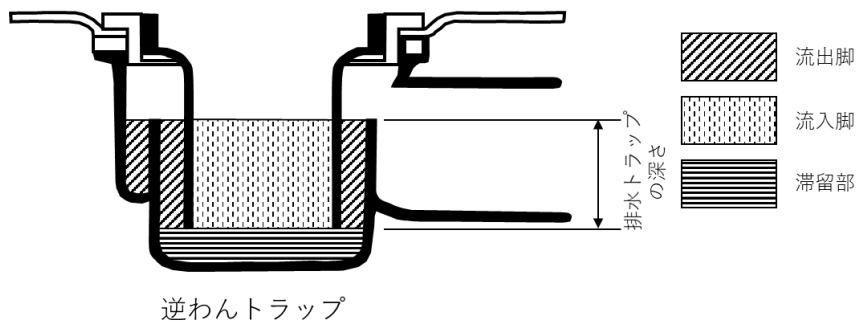
- 1) トラップ取付部は、トラップが精度良く取付く形状となっていること。
- 2) トラップ取付孔周辺は、使用時の積載荷重により異常が生じないように補強した構造とすること。

d) トラップの構造

1) トラップの構造は、表－5 による（図－4 参照）。

表－5 トラップの構造

形状要素	基準値	備考
排水トラップの深さ	50 mm以上 100 mm以下	国土交通省告示第 243 号の第 2 条第三項
脚断面比	0.3 以上	流出脚の平均断面積／流入脚の平均断面積
流路幅	10 mm以上	流路の中心流線に対して垂直に計った幅で、その最小をいう



図－4 トラップの各部位の名称

- 2) トラップは、排水管内の臭気、衛生害虫等の室内への侵入を有効に防止できる構造とすること。
- 3) トラップは、排水を器具排水管に円滑に排除できる構造とすること。
- 4) トラップの内面形状及びその仕上げは、有効な曲がりを持し、かつ滑らかであること。
- 5) トラップ内の詰まりに対して、迅速かつ容易な対応ができる配慮が用意されていること。
- 6) トラップの外形寸法は、防水パン用トラップ取付口に適切に取付けできるものとする。
- 7) 排水管との接続部は、VP50、VU50 又は 50 mm管用テーパネジを接続できる構造であること。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 排水性

施工仕様書に従い床に取り付けた防水パンに、洗濯容量 12 kgタイプの縦型の全自動洗濯機を設置し、約 9 kgの洗濯物と洗剤を入れ、最大水位で標準コースの洗濯を行い、漏水、がたつきなどが無く、排水がスムーズにおこなわれること。

＜試験：BLT WP-01「排水性試験」＞

b) 防水性

「局部荷重試験(BLT WP-03)」、「局部荷重試験(BLT WP-04)」及び「耐衝撃性試験(BLT WP-05)」終了後の試験体のトラップの排水口を密閉し、あふれ面まで水を入れ、3 時間放置した後裏面から漏れおよび浸潤のないこと。

＜試験：BLT WP-02「水張り試験」＞

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 局部荷重に対する剛性

1) 洗濯機設置面の剛性

防水パンの洗濯機設置面に直径 30 mm、厚さ約 5 mmのゴム板を貼った荷重板を置く。その上に、十分な剛性を有する載荷板をのせ、載荷板を介して 1,960N（荷重板、載荷板の質量を含む）の荷重を3分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

＜試験：BLT WP-03「局部荷重試験(洗濯機接地面)」＞

2) 立上り部分の剛性

防水パンの立上り部分の幅 100mm に厚さ約 5 mmのゴム板を貼った荷重板を介して、784N（荷重板の質量を含む）の荷重を3分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

＜試験：BLT WP-04「局部荷重試験(立上り部分)」＞

b) 耐衝撃性に対する剛性

JIS A 1408:2017「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」5.2.1 b) の表 5—おもりの区分に規定される W1-1000（質量 1 kg）のなす形おもりを 1mの高さから防水パンの中央部及び隅角部に落下させ、試験体の破損の状態を目視により観察し、異常のないこと。（おもりによる痕跡を除く）なお、衝撃荷重点の裏側にリブがある場合は、リブ間の中央部に衝撃荷重を加える。

＜試験：BLT WP-05「耐衝撃性試験」＞

c) トラップの耐熱性

トラップの耐熱性は、「耐熱試験」を行い、漏れその他の異常がないことを「水密試験」の 1)又は 2) のいずれかで確認する。

＜試験：JIS A 4421:1991「設備ユニット用排水器具」の 8.4「耐熱試験」＞

＜試験：JIS A 4421:1991「設備ユニット用排水器具」の 8.3「水密試験」1)又は 2)＞

d) トラップの耐熱衝撃性

トラップの耐熱衝撃性は、「耐衝撃性試験」を行い、漏れその他の異常がないことを「水密試験」の 1)又は 2) のいずれかで確認する。

＜試験：JIS A 4421:1991「設備ユニット用排水器具」の 8.5「耐熱衝撃試験」＞

＜試験：JIS A 4421:1991「設備ユニット用排水器具」の 8.3「水密試験」1)又は 2)＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 鋭利な突起物がある等の危険な形状となっていないこと。
- b) 手足等が誤って入ることを防ぐことや、ほこりやごみなどの集積を軽減するため、防水パン開口部のすべてに保護カバーを取付けること。(Ⅲ型のみ)

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 耐汚染性

- 1) 汚れや水のたまりにくいよう、形状等の配慮がなされていること。
- 2) 日本薬局方による白色ワセリン及び顔料用カーボンブラック (HAF クラス相当又は N330 相当) を、質量比 10 対 1 の割合で混練した汚染物質を塗って常温で 24 時間放置し、JIS K3301:2007[化粧石けん]の 5%化粧石けん水に浸したガーゼでふき取った後、汚れ跡が目立たないこと。

＜試験：BLT WP-06「耐汚染性試験」＞

1.2.4 火災に対する安全性の確保

1.3 耐久性の確保

a) 耐温水性

試験片を水温 $60 \pm 5^{\circ}\text{C}$ の水槽内に 24 時間連続して浸せきした後、取り出して表面のひび割れ、ふくれ及び著しい変色がないこと。

＜試験：BLT WP-07「耐温水性試験」＞

b) 吸水率

吸水率測定試験により、試験片 3 個の吸水率の平均値が 0.5% 以下であること。なお、試験片の形状は正方形板試験片(厚みは底厚)とする。

＜試験：BLT WP-08「吸水率試験」＞

c) 耐酸性

濃度 3% (質量分率) の塩酸 1mL を試験片表面に滴下し、1 時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。

＜試験：BLT WP-09「耐酸性試験」＞

d) 耐アルカリ性

濃度 5% (質量分率) の水酸化ナトリウム水溶液 1mL を試験片表面に滴下し、1 時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。

＜試験：BLT WP-10「耐アルカリ性試験」＞

1.4 環境に対する配慮 (この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である)

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 洗濯機用防水パンのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。
- b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること
 - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- e) 製造時の環境汚染を防止していること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあつては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。
- e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

- 1) 材料ごとの分離が容易であること。
 - 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。
 - 3) 種類ごとに材料名の表示があること。
 - 4) 再資源化を実施していること。
- b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は b) により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

①工場の概要

- i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
- ii) 工場の従業員数
- iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

- i) 工程（作業）フロー

2) 品質管理

次の掲げる方法により品質管理が行われていること。

① 製造・加工・検査の方法

当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が行われていること。

② 社内規格の整備

次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。

- a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項
- b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項
- c. 工程(作業)ごとの管理項目及びその管理方法、及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- f. 苦情処理に関する事項

③ 工程の管理

- a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
- b. 工程において発生した不良品又は不格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
- c. 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。

⑤ 外注管理

外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われていること。

⑥ 苦情処理

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

⑦ 品質保持に必要な技術的生産条件の確保

- a. 品質管理が計画的に実施されていること。
- b. 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
- c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 防水機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む） 5年
- 2) 1)以外の部分又は機能に係わる瑕疵（施工の瑕疵を含む） 2年

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 トラップ、排水管のつまり等に起因する不具合
- 10 洗濯機の設置状況などによる条件で保護カバーが取付けできないなど、保護カバーが適切に取付けされないことに起因する事故

2.2.2 確実な供給体制の確保

- a) 製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。
- b) 再生プラスチックの安定した品質を保てるよう、再生素材の回収ルートの確立体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

- a) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。
- b) 将来の製品や取替パーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。
- c) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。
- d) トラップは、清掃が可能な措置が講じられたものであること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品において、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
 - 1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1) の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。
 - 1) 外形寸法(幅×奥行×高さ)
 - 2) トラップ取付位置
 - 3) 排水管接続位置
 - 4) 保護カバーの取付位置(Ⅲ型のみ)

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。
 - 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 防水パンの固定
 - ② トラップの防水パンへの取付け
 - ③ 洗濯機排水ホース固定器具等のトラップへの接続
 - ④ 排水トラップと器具排水管との接合部
 - ⑤ 保護カバーの取付け(Ⅲ型のみ)
 - ⑥ 使用上の注意ラベル等の貼付(Ⅲ型のみ。ただし、工場で注意ラベル等を貼付する場合は除く)
 - 2) 施工上の留意事項等
 - ① 取付下地の確認
 - ② 現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点
 - ③ 取付後の検査
 - 3) 関連工事の留意事項
 - ① 取付下地の要件および施工方法
 - ② その他関連工事の要件
- b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

- a) 次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。
 - 1) 外形寸法(幅×奥行×高さ)
 - 2) トラップ取付位置
 - 3) 排水管の接続口径
 - 4) 材質
 - 5) 保護カバーの取付位置(Ⅲ型のみ)
- b) 防水パンには、リサイクルが確実に行われるよう、主要材料名が識別できる表示を行うこと。

3.2 使用に関する情報提供

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
少なくとも次の内容を表示すること。
 - ① 洗濯機の電源プラグを抜き、洗濯機が止まっていることを確認後、点検・手入れを行うこと。
 - ② 保護カバーを適切に取付けること。(Ⅲ型のみ)
 - ③ 保護カバーを外した状態で洗濯機を運転しないこと。(Ⅲ型のみ)
 - 3) 製品の使用方法(保護カバーの取付位置を含む(Ⅲ型のみ))
 - 4) 清掃方法や清掃時の注意事項
 - 5) 使用者が維持管理すべき内容
 - 6) 日常の点検方法
 - 7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 8) 製品に関する問い合わせ先(保護カバーの入手方法を含む(Ⅲ型のみ))
 - 9) 消費者相談窓口
- b) a) 2) の内容を表示した使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付すること。(Ⅲ型のみ)
- c) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- d) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
- e) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容(品質保証内容及び保証期間を含む)や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法(保護カバーを含む)、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間(保護カバーを含む)
- c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容
- d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の

被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（洗濯機用防水パン BLS WP：2023）は、2023年4月21日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用防水パンBLS WP：2021）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（洗濯機用防水パン）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用防水パン）」の制定改正内容等を補足的に説明するものである。

I. 今回の改正内容

1. かさ上げタイプの洗濯機用防水パンの種類追加

洗濯機用防水パンは、これまで底面に直接洗濯機を設置する防水パン「Ⅰ型」と、台座上面に洗濯機を設置する防水パン「Ⅱ型」を認定対象としてきた。近年、洗濯機の重量化・大型化により、排水部まわりの清掃のしやすさ等に考慮され、かさ上げされた防水パンの需要が増えてきた。しかし、かさ上げされた洗濯機用防水パンと全自動洗濯機(縦型)との隙間に誤って手を差し入れて、運転中の全自動洗濯機でけがをする事故が発生していることなどから、洗濯機用防水パンとして取りうる安全対策を盛り込んだ基準を作成する要望が各方面から上げられた。そこで、今回の改正では、かさ上げされたタイプを「Ⅲ型」として追加し、保護カバーを取付けることや防水パン本体に事故防止のための注意ラベル等を貼付すること等、安全にご使用いただくための要求性能を追加した。

1) 用語の定義について

Ⅲ型、台座、開口部、保護カバーについて、用語を定義した。

2) 部品の構成について

Ⅲ型について、洗濯機用防水パンの開口部から手足等が誤って入ることを防ぐことや、ほこりやゴミなどの集積を軽減すること等を目的として設置する保護カバーを必須構成部品とした。

3) 施工の範囲について

Ⅲ型について、保護カバーの取付け及び使用上の注意ラベル等の貼付を施工の範囲に追加した。

4) 寸法について

Ⅲ型の外形寸法の要件を追加し、外形高さ、最小深さについて図を表示し分かりやすくした。

5) 構造について

Ⅲ型について、防水パンは防水パンの開口部すべてに保護カバーを取付け可能な構造であること、保護カバーは防水パン本体にはめ込む等して容易にはずれない構造であることを要件とした。

6) 住宅部品の性能等に係る要求事項について

Ⅲ型について、使用時の安全性及び保安性の確保のため、防水パンの開口部すべてに保護カバーを取り付けることを要件とした。

7) 供給者の供給体制等に係る要求事項について

Ⅲ型について、保護カバーの取付位置を設計図書に記載するとともに、保護カバーの取付け及び使用上の注意ラベル等の貼付について、施工の手順等を明確にすることを要件とした。

8) 情報の提供に係る要求事項について

Ⅲ型について、保護カバーの取付位置及び入手方法をカタログ等で情報提供すること、事故防止の指示・警告内容及び保護カバーの入手方法等を取扱説明書で情報提供すること、使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付することを要求した。保護カバーの入手方法については、万一保護カバーが破損した場合等に交換できるよう、使用者に入手先をわかりやすく情報提供することを要求している。

2. 再生プラスチック材料の追加

2021年4月1日基準改正時の継続検討課題としていた、再生プラスチック材料の追加の要望に対応し、再生ポリプロピレンを追加した。組成については、既に再生プラスチックとして設定している、再生ポリエチレンを

参考に素材の重量比で50%以上とした。

3. 試験名称の変更

これまで「吸水率測定試験」としていた試験名称を「吸水率試験」に変更した。

4. 要求事項の表現修正（全品目共通）

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保、3.2 使用に関する情報提供、3.4 施工に関する情報提供の要求事項について、他の認定基準と整合するため表現を修正した。

II. 要求性能の根拠

1. 「耐摩耗性試験」における振動回数の根拠について

脱水時における洗濯機の振動を想定し、排水実験に用いた全自動洗濯機・5kgタイプの標準コースにおける脱水時間を測定(合計9分間)し、この脱水時間を1回の洗濯で生じる脱水時の振動時間とした。

1日1回洗濯を行うと仮定し、10年間の使用における脱水時の総振動時間は、22.8日(32,850分)。更に洗濯機の振動数が6~10Hzであり、補整を行い($10\text{Hz}/6\text{Hz}=1.67$)、39日間($22.8\text{日}\times 1.67=38.1\text{日間}$)とした。

III. その他

1. 基準改正の履歴

【2021年4月1日公表・施行】

1. 洗濯機の大型化などの市場動向に合わせ関連する試験方法（含む試験番号）の見直し

1) 材料

個々の材料に関する記載を表にまとめ、表現を他の住宅部品と整合した。なお、再生プラスチックの材質について、再生ポリエチレンの他、市場化されてきている再生ポリプロピレンも対象として欲しいとの要望が製造者から出されたので、今後の検討課題とした。

2) 排水トラップの構造等

これまで排水トラップの構造等については、優良住宅部品認定基準「洗濯機用防水パン」の別紙で規定していたが、今回認定基準に明記した。また、接続できる排水管については、集合住宅向けのVP管だけでなく、戸建て住宅や低層住宅向けにVU管を追加した。

3) 排水性

排水性試験は、5 kgタイプの全自動洗濯機を使用することとしていたが、市販されている洗濯機の大型化に伴い、試験で用いる洗濯機は、各洗濯機メーカーが品揃えしている12 kgタイプとし、ドラム式よりも排水量の多くなる縦型の全自動洗濯機を用いることとした。また、洗濯を行う際に用いる洗濯物の重さは洗濯機容量約8割の約9 kgに設定し、洗剤の使用を明記した。

4) 局部荷重試験（洗濯機接地面）

洗濯機の大型化に伴い、載荷する荷重について確認を行った。12kgタイプの洗濯機の場合、洗濯機自重、最高水位時の水量及び洗濯物を合計した質量は、洗濯機メーカーのカタログより最大で166kgになると推定される。これは、洗濯機の1脚あたり約41.5kgf($\approx 407\text{N}$)の荷重を接地面が負担する。試験ではこの想定される最大荷重の約2.4倍の荷重をかけて異常がないことを確認しているため、今回載荷する荷重の変更は行わないこととした。なお、長期使用に対する耐久性の点からも、載荷する荷重の検討を行ってほしいとの要望が製造者から出されたので今後の検討事項とした。

5) 曲げ強さ、曲げ弾性率及び表面硬さ

使用する材料の曲げ強さ、曲げ弾性率及び表面硬さ試験は、製造者が定める管理値を要求事項としてきたため、4. 材料の項目で品質基準値を示すことを追加し、試験を廃止した。

6) 耐汚染性試験、耐温水性試験

これまで試験体数を1個としていたが、試験結果のバラツキをなくし信頼性を確保するため試験体数を3個とした。

7) 耐酸性、耐アルカリ性

耐酸性、耐アルカリ性試験実施後に、品質管理として表面硬さの測定を行っていたが、今までの試験結果等で特に問題が無いことから、表面硬さの測定を廃止した。また、耐温水性試験と同様に試験体数を1個としていたが、試験結果のバラツキをなくし試験の信頼性を確保するため試験体数を3個とし、試験片のサイズを耐温水性試験や吸水率測定試験と同じ50mm角に変更した。

8) 洗濯機の振動に対する耐摩耗性

再生ポリエチレン製の防水パン等で特に表面の硬度が柔らかいものを対象とした試験であったが、再生ポリエチレンの表面硬さが他のプラスチック材料と変わらないことが表面硬さ試験の結果等で確認できるようになったことや、洗濯機側で静音や防振などの対策がなされ、振動による摩耗が生じにくくなったことから、試験を廃止した。

2. 引用する JIS 規格並びに表現等の変更

引用するJIS規格を最新版に変更し、要求性能の表現をわかりやすく修正した。

【2020年4月1日公表・施行】

1. 認定基準と評価基準の統合による改正（全品目共通）

認定基準と評価基準を統合し認定基準に一本化した。第1章は総則、第2章は性能基準と章立てし、性能基準は改正前（統合前）の評価基準をベースとし、改正前（統合前）の認定基準も包含できるようにした。

【2018年7月13日公表・施行】

1. 優良住宅部品認定基準等にて使用している図版の更新

優良住宅部品認定基準等にて使用している図版の更新を行った。

【2014年7月25日公表・施行】

1. 材料

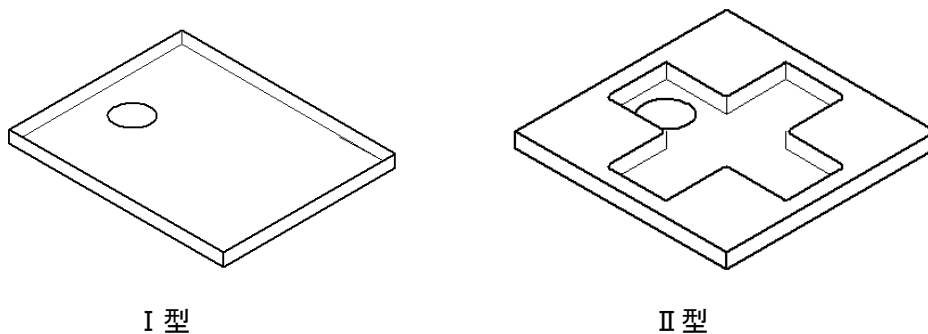
ポリプロピレンは、JIS K 6921-1997附属書の適用範囲によるものとした。

2. 寸法

市場動向に対応し従来より認定対象であったタイプに幅の小さい780型、750型、740型を追加するとともに、新たに台座を持つタイプの防水パン（640型、700型、740型）を加えた。従前より認定対象であった防水パン底面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パンをⅠ型、台座上面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パンをⅡ型とした。

Ⅰ型：防水パン底面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パン

Ⅱ型：台座上面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パン



3. 局部加重試験、耐衝撃性試験、耐摩耗性試験

Ⅱ型の設定に伴い、対応する局部加重試験、耐衝撃性試験、耐摩耗性試験を追加した。

【2013年4月30日公表・施行】

1. 保証における免責事項の基準内への記載

「2.2.1 適切な品質保証の実施」において、基準とは別に定めていた免責事項を基準内に記載した。

2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

「3.4 施工に関する情報提供」に記載していた要求事項を「2.3 適切な施工の担保」の「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に移行し、「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に変更した。また、

同項に挙げた要求事項を「3.4 施工に関する情報提供」において情報提供することに変更した。

【2006年7月25日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

1) 認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

2) 認定基準の充実

(1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ 1.4】

改正前の浴槽認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

(2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

イ. 維持管理体制の充実【Ⅱ 2】

B L部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

ロ. 消費者等への情報提供【Ⅱ 3】

B L部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

2. 標準的評価方法基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である標準的評価方法基準を制定した。

3. 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

4. <参考>資料の記載位置の変更

改正前の認定基準においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

(1) 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3) 】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びB L保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2001年4月2日（一部修正）】

(1) 「耐摩耗性試験」における振動回数の根拠について

「耐摩耗性試験」における振動回数の根拠については、脱水時における洗濯機の振動を想定したものであり、根拠としている振動時間が「38.1日」と計算されており、切り上げた結果で「39日間」としてはいたが、「40日間」と表現されていたため修正した。

なお、この試験については、一般的な洗濯機の大きさ・質量、振動量、運転パターン、使用頻度などの条件の変化により見直すことが検討されている。

【2000年12月20日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応【<参考>】

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」第3条第1項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成12年建設省告示第1652号）」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準に該当するよう、認定基準の一部を改正した。また、参考としてB L部品が相当する等級を示した。

なお、住宅性能表示制度の評価方法基準のうち維持管理対策等級について定めているが、洗濯機用防水パン以外の部位についても基準を定めており、これらと併せて等級表示が可能となることから、ここで示す基準は、あくまでも住宅全体の性能を等級表示する際に有効な一部位についてのものである。

維持管理対策として、住宅性能表示制度の評価方法基準で定めている清掃が可能な措置が講じられたトラップを設置することを規定し、また、排水トラップと器具排水管との接合部の点検について、実際には防水パン側で対応することではないが、その具体的措置を施工説明書等に明記することを規定した。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に **住宅性能表示制度関連** と記載している。この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたB L認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

【2000年10月31日公表・施行】

（1）優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【12.（1）.（2）】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999年12月10日公表・施行】

（1）要求機能の明確化【「Ⅱ 1. 認定の対象」】

洗濯機用防水パンに要求される必要最低限の機能を「住宅用の洗濯機から排出された泡や排出された泡により逆流した排水」、「洗濯機用給水栓からの水の滴り」、「洗濯物の洗濯槽から脱水槽への移動時に発生する水」を有効に排出できるものと明確にした。

（2）新たに基準を設けたもの

1) 主要材料名の本体への表示【Ⅱ 7.（7）】

リサイクル時の分別などが確実におこなわれるようにする観点から、防水パン本体へ主要材料名の表示を行うこととした。

（3）性能試験方法や性能レベルを変更したもの

1) 「曲げ強さ試験」、「曲げ弾性率試験」の試験方法の変更、引用試験の明確化

ABS樹脂の試験として引用していた、JIS K 7203[硬質プラスチックの曲げ試験方法]が廃止となったため、JIS K 7209:1994[プラスチック曲げ特性の試験方法]によることとした。

また、ポリプロピレンは、JIS K 6921-1:1997[プラスチック—ポリプロピレン(PP)成形用及び押出用材料—第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎]、JIS K 6921-2:1997[プラスチック—ポリプロピレン(PP)成形用及び押出用材料—第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方]に、再生プラスチックは、JIS K 6931:1991[再生プラスチック製の棒、板及びくい]によることとすることを明確化した。

2) 「表面硬さ試験」の測定器の明確化

ポリプロピレン及び再生プラスチックについて、試験に用いる測定器のスケールを「Rスケール」と明確にした。また、「耐酸性試験」、「耐アルカリ性試験」のそれぞれの試験中で実施される表面硬さ試験についても同様の扱いとすることとした。

3) 「吸水率測定試験」の試験方法の変更

参考として引用していた、JIS K 6911[熱硬化性プラスチック一般試験方法]から、実際の試験方法に近い、JIS K 7209:1994[プラスチックの吸水率及び沸騰水吸水率試験方法]を参考とすることとした。

(4) 表現の変更

1) 「構成部品」の名称変更

従前の「洗濯機排水ホース固定金具」は、固定バンドのみと誤解をまねくおそれがあるため、洗濯機排水ホースがセットされる器具としての「洗濯機排水ホース固定器具」と「洗濯機排水ホース固定バンド」にわけること明確にした。

2) 「制作寸法公差」の明確化

「6. 寸法・取合い」において、防水パン本体及び、トラップ取付位置の制作寸法公差を明確にした。

3) 「耐摩耗性試験」における振動発生機の名称変更

従前は振動発生機として、よく使われている商品名が使用されていたが、適切な表現ではないため一般名称の「加振機」に変更した。

4) 「清掃性」の明確化

「(8)維持管理、交換の容易性」において、清掃方法や清掃時の注意事項を取扱説明書などで明確にすることとした。

5) 「トラップの構造」の明確化

別紙として情報提供されていた「トラップの構造」について、「8. 複数の性能を満たすための仕様規定」中で明確に位置付けをした。

<参考>

情報提供上の整理区分

種 類	材 料 名
熱硬化性プラスチック	F R P等
熱可塑性プラスチック	A B S，ポリプロピレン等
再生プラスチック	ポリエチレン等

[品確法評価方法基準との関係]

大項目：「４．維持管理への配慮に関すること」

表示すべき事項：「４－１ 維持管理対策等級(専用配管)」

B L 部品が相当する等級

品確法評価方法基準		B L 認定基準上での位置付け
* 等級 3	① 専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は掃除が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。 ② 設備機器と専用配管の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。	基礎基準

*排水トラップと器具排水管との接合部の点検に必要な開口については、住宅の図面等による判断が必要となる。